

	申請者(窓口に来られる方)	必要なもの
個人の証明の場合	本人または納税管理人	●本人確認書類
	本人または納税管理人と同世帯の配偶者、その他の親族	●本人確認書類
	本人または納税管理人の委任状を持参した代理人	●本人確認書類 ●委任状
	賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利 (対価が支払われるものに限ります。)を有する方(借地、借家人など) 固定資産の処分をする権利を有する一定の方 (管財人、賦課期日後に固定資産を取得した方など)	●本人確認書類 ●契約書類(登記事項証明書)など、その権利を有することを確認できるもの
	相続人 (本人が死亡されている場合)	●本人確認書類 ※相続人の代理人が来庁される場合は相続人からの委任状も必要になります。 ●戸籍謄本など、相続関係が確認できるもの ●本人が死亡されていることが確認できるもの
法人の証明の場合	法人の社員又は代表者	●本人確認書類 ●法人の印鑑 (代表者印または社印) ●社員証・職員証など
	法人の委任状を持参した代理人	●本人確認書類 ●委任状 (法人の代表者印または社印が押印してあるもの)